

台風接近時等の対応について〈ガイドライン〉

令和3年5月20日より「新たな避難情報等」が内閣府・消防庁から出され、それに合わせて台風接近時の登下校及び臨時休業等について、長崎市及び本校では、下記のような対応を行っております。ご確認をお願いいたします。

記

- 1 **台風接近**により、前日午前10時の気象庁予報で、翌日長崎市が暴風警戒域に含まれ、市内全域にわたって被害が予想される場合や、通学時間帯に暴風警報の発令が予想される場合は、長崎市立小・中学校は一斉臨時休業となります。

その場合は、前日にプリントでお知らせいたします。

なお、前日が休業日等の場合は、安全安心メール及び本校 HP にてお知らせします。

- 2 1によらず**台風接近**で**警報発令が当日であった場合は**、以下のようにします。

当日午前7時の時点で、長崎県南部に**暴風警報が発令されているときは、臨時休業**とします。

ただし、警報が発令されていても、1時間程度で警報が解除されることが予想される場合は、登校時刻を遅らせる等の措置をとる場合があります。

その際は、6時30分までに態度を決定し、安全安心メール及び本校 HP にてお知らせします。

- 3 **児童登校後、警報が発令されたり、台風接近に伴う危険が予測**されたりする場合は、以下のようにします。

(1) 早めに下校させる。

- ・ 地区ごとの集団下校を行います。その際は、安全安心メールでお知らせします。
- ・ 早めに下校する場合の下校先をあらかじめ決めておき、お子様に知らせておいてください。

(2) 学校に待機させる。

- ・ 安全が確認できた時点で、集団下校を行います。
- ・ 安全が確認できない場合は、保護者の方にお迎えに来ていただきます。安全安心メールでお知らせします。

【台風が接近していない場合の警報等発令時の対応について】

台風が接近していない場合でも長崎市に「**大雨警報**」「**洪水警報**」等が発令されている場合は以下のような対応になります。

- 1 **登校時、中学校区に「高齢者等避難」が発令されている場合は、ご家庭で雨の降り方や家付近の通学路等の安全確認**を行ってください。

・ **安全な場合** は→**登校**させてください。

・ **危険な状況の場合** は→「**自宅待機**」とし、**学校へ、そのことをお知らせください**。この場合、遅刻になりません。安全が確認できたら登校させてください。

- 2 **登校時、中学校区に「避難指示」が発令されている場合は、「自宅待機」または自治体の指示に沿った「避難」**を行い、解除されたら、**順次登校**させてください。